別表１　那覇市介護サービス事業者等整備候補者選定評価項目及び着眼点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着眼点（新設の場合は、今後の取り組み予定） | 評価点 |
| １事　業　経　営　の　理　念 | (1)　法人の経営理念、施設サービスの意義、応募動機 | 応募者は、介護保険制度の理念及び施設サービスの意義を理解しており、これを経営理念として成文化して、対外的に公表しているか。また経営理念が、利用者、家族、利用希望者に提示され、わかりやすく説明されているか。 | 5.0 |
|  | 経営理念に、「その人らしさの追及」、「個人の尊厳及び人権の尊重」、「なじみの地域で暮らし続ける」等が盛り込まれていること。 |
| 経営理念が、事業所内の掲示、広報誌、インターネット等で公表されていること。 |
| 利用契約に際して、利用者、家族等へ経営理念が書面で提示され、わかりやすく説明されていること。 |
| 理念を支える事業整備計画が提案されているか。 |
| 応募の動機 |
| (2)　役員、職員等との理念の共有 | 経営理念が、役員・職員等に共有されているか。 | 5.0 |
|  | 経営理念は、理事会等の承認を得たものであること。 |
| 職員の採用に際して経営理念が提示され、同意を確認していること。 |
| 職員のミーティング等において、定期的に経営理念の内容と、その実現に関する話し合いが行われ、事業所の運営と実践に反映されていること。 |
| (3)　事業所独自の提案 | 設置基準を超えた事業所独自の提案（独自性、先進性、創造性の発揮）があるか。 | 5.0 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着眼点（新設の場合は、今後の取り組み予定） | 評価点 |
| ２地　域　と　の　連　携 | (4)　地域住民、地域関係団体との相互理解 | 事業所の設置・運営に地域住民、関係団体の理解が得られ、地域住民やボランティア等との交流・協力体制が整えられているか。 | 5.0 |
|  | 那覇もしくは沖縄の文化・風習について理解があるか。 |
| 自治会、地域住民への説明会等が行われ、事業所設置への理解が得られていること。 |
| 地域住民やボランティア等による支援・交流活動が行われていること。 |
| 保育所、学校等との交流、福祉学習、実習の受入れが行われていること。 |
| 沖縄県内、特に本市内での地域貢献の実績があるか。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着眼点（新設の場合は、今後の取り組み予定） | 評価点 |
| ３　サ　ー　ビ　ス　の　質　の　確　保 | (5)　介護保険サービス事業の実績 | 介護保険サービス事業の事業実績（サービス種別、期間、地域等） | 5.0 |
| (6)　サービスの自己評価及び外部評価に対する取り組み等 | サービスに関する定期的な自己評価が行われ、事業所内の活動に反映されているか。 | 5.0 |
|  | 職員全体による自己評価が実施されていること。 |
| 評価の結果は利用者、家族、役員、運営委員会等へ報告され、事業所の運営及び処遇の改善に向けた合意が図られていること。 |
| 外部からの評価を積極的に受入れる考えや取り組みがあるか。（例：外部評価、第三者評価機関、介護相談員等） |
| (7)　安定したサービス提供の体制 | 応募する事業に応じて必要な有資格者等の職員の確保は確実か。 | 5.0 |
| 職員の待遇について、適切に行われているか。 |
| 職員の離職防止を図り、職員の定着状況の安定に努めているか。 |
| 適切なハラスメント対策をしているか（上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる）。（例）セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、　　　カスタマーハラスメント　等 |
| テクノロジーの活用などで業務効率化及び業務負担軽減を推進しているか。 |
| (8)　職員の資質向上に向けた研修等の取り組み | 職員の資格取得支援について取り組んでいるか。 | 5.0 |
| 職員の研修は十分に行われているか。 |
| 介護プロフェッショナルキャリア段位制度に取り組んでいるか。 |
| (9)　自立支援及び重度化防止の取り組み | 自立支援及び重度化防止について取り組んでいるか。 | 5.0 |
|  | リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取り組みを一体的に運用しているか。 |
|  | 科学的介護情報システムLIFEを活用した計画の作成や、事業所単位でのPDCAサイクルの推進に取り組んでいるか。 |
| (10)　看取りの体制 | 看取りに関してどう考えているか。 | 5.0 |
|  | 看取りへの対応の体制が事業所内に確保されていること。 |
|  | サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めているか。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着眼点（新設の場合は、今後の取り組み予定） | 評価点 |
| ４利用者の尊厳と権利の擁護 | (11)　苦情や要望への対応及び認知症高齢者等へのサービス提供や個別ケアの考え方 | 利用者や家族等からの苦情や要望に対して、誠意を尽くした対応が図られているか。 | 5.0 |
|  | 利用者及びその家族等に対して、苦情・要望等の対応体制が周知されていること。 |
| 利用者等の苦情が事業所内で解決できない場合の相談機関が、利用者等へ周知されていること。 |
| 外部機関による相談体制が、事業所内に確保されているか。 |
| 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供や個別ケアに努めているか。 |
| 認知症高齢者へのサービス提供の考え方 |
| 利用者の要望へどのように対応しているか。 |
| (12)　虐待防止及び身体拘束の廃止への対応 | 虐待防止及び身体拘束の廃止に関してどう考えているか。 | 5.0 |
|  | 虐待防止及び身体拘束の廃止についてのマニュアルが整備され、職員に周知されていること。 |
|  | 虐待防止及び身体拘束への対応の体制が事業所内に確保されていること。 |
|  | 委員会の開催、指針の整備、研修を実施しているか。 |
| (13)　プライバシー及び個人情報の保護 | 利用者や家族等のプライバシー及び個人情報は、適正に保護されているか。 | 5.0 |
|  | 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「医療・介護関係事業者のおける個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日通達）」に則した規定が整備されていること。 |
| 利用者や家族等に対して、事業所における個人情報の取扱い及び保有個人データに関する当事者の権利が、分かりやすく説明されていること。 |
| (14)　日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用支援 | 利用者の必要に応じて日常生活自立支援事業、成年後見制度が迅速に利用できるよう、支援体制が整備されているか。 | 5.0 |
|  | 日常生活自立支援事業、成年後見制度に関する担当者が配置されていること。 |
| 日常生活自立支援事業、成年後見制度の関係機関との連携体制が整備されていること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着眼点（新設の場合は、今後の取り組み予定） | 評価点 |
| ５利　用　者　の　安　全　の　確　保 | (15)　事故・緊急時の対応マニュアルの整備及び関係機関との連携・協力体制 | 事故緊急時のマニュアルが整備されているか。また関係機関との連携・協力体制が整備されているか。 | 5.0 |
|  | 事故の予防を含む対応マニュアルが整備され、職員に周知されていること。 |
| 事故、緊急時の円滑な対応を図るための実地訓練が実施されていること。 |
| 始業時、終業時の点検など、日常的な事故防止活動が徹底されていること。 |
| 事故、緊急時の家族等への連絡・報告が確実に行われる体制となっていること。 |
| 再発防止のための会議の体制が整えられていること。 |
| (16)　災害に対する取り組み | 災害時のマニュアルが整備されているか。また関係機関との連携・協力体制が整備されているか。 | 5.0 |
|  | 災害時の対応マニュアルが整備され、職員に周知されていること。 |
| 円滑な対応を図るための実地訓練が実施されていること。 |
| 災害時の家族等への連絡・報告が確実に行われる体制となっていること。 |
| 非常災害対策としての訓練の実施に当たって、地域住民との連携に努めているか。 |
| 災害時の業務継続計画（ＢＣＰ）に向けた計画等の策定や研修、訓練（シミュレーション）を実施しているか。 |
| 緊急車両の進入に十分な道路が確保されているか。 |
| 停電、断水等の備え、飲食料、生活必需品、医療・衛生品等の備蓄があるか。 |
| (17)　衛生管理の体制 | 衛生管理の体制が整備されているか。 | 5.0 |
|  | インフルエンザ対策、食中毒対策、その他の感染症対策マニュアルが整備され職員に周知されていること。 |
| 医療機関と充分に連携がなされていること。 |
| 感染症発生時の業務継続計画（ＢＣＰ）に向けた計画等の策定や、研修、訓練（シミュレーション）を実施しているか。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着眼点（新設の場合は、今後の取り組み予定） | 評価点 |
| ６建　物　設　備・事　業　予　定　地 | (18)　施設、事業所の設備構造 | 利用者やその家族の個人の尊厳を尊重し、かつ対応する職員に配慮した施設整備になっているか。 | 5.0 |
|  | 施設の場合、家庭的な生活空間の取り入れや、看取り介護の体制に配慮した工夫など、利用者やその家族の尊厳を尊重する造りとなっているか。 |
| 仮眠等が可能な職員の休憩の用に供する専用の部屋が設けられているか。 |
| 地域との交流や災害等の際の避難について配慮する造りとなっているか。 |
| (19)　事業予定地等の選定方針 | 事業予定地について、明確な方針に基づいて選定されているか。 | 5.0 |
|  | 利用者やその家族等の利便性の観点から道路状況、交通事情等に問題が無く、事業運営用車両の進入に十分な道路が確保されているか。 |
| 事業予定地の土地所有者、建物所有者、及び地元住民や自治会等からの協力が得られるか。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着眼点 | 評価点 |
| ７資　金　計　画 | (20)　事業を確実に遂行できる経営基盤が整っているか | 施設設備及び運営資金の確保について適切であり、健全かつ安定した事業運営が認められるか。 | 5.0 |
|  | 資金計画等について、その内容が適切であるか。 |
| 事業所の予定地や建設用地等の確保が確実か。 |
| 利用料の設定について、根拠が明確に示され、妥当性があるか。 |

別表２　那覇市介護サービス事業者等整備候補者評価項目及び配点一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価点 | 評価係数 | 総合点 |
| １　事業経営の理念 | (1) | 法人の経営理念、施設サービスの意義、応募動機※4 | 5 | 2.0 | 10.0 |
| (2) | 役員、職員等との理念の共有 | 5 | 1.0 | 5.0 |
| (3) | 事業所独自の提案 | 5 | 1.0 | 5.0 |
| ２　地域との連携 | (4) | 地域住民、地域関係団体等との相互理解、地域貢献の実績 | 5 | 1.0 | 5.0 |
| ３　サービスの質の確保 | (5) | 介護保険サービス事業の実績 | 5 | 1.0 | 5.0 |
| (6) | サービスの自己評価及び外部評価に対する取り組み等 | 5 | 1.5 | 7.5 |
| (7) | 安定したサービス提供の体制 | 5 | 2.0 | 10.0 |
| (8) | 職員の資質向上に向けた研修等の取り組み | 5 | 1.5 | 7.5 |
| (9) | 自立支援及び重度化防止の取り組み | 5 | 1.0 | 5.0 |
| (10) | 看取りの体制 | 5 | 1.0 | 5.0 |
| ４　利用者の尊厳と権利の擁護 | (11) | 苦情や要望への対応及び認知症高齢者等へのサービス提供や個別ケアの考え方 | 5 | 1.5 | 7.5 |
| (12) | 虐待防止及び身体拘束の廃止への対応 | 5 | 1.5 | 7.5 |
| (13) | プライバシー及び個人情報の保護 | 5 | 1.0 | 5.0 |
| (14) | 日常生活自立支援事業・後見制度の利用支援 | 5 | 1.0 | 5.0 |
| ５　利用者の安全の確保 | (15) | 事故・緊急時の対応マニュアルの整備及び関係機関との連携・協力体制 | 5 | 1.0 | 5.0 |
| (16) | 災害に対する取り組み | 5 | 1.5 | 7.5 |
| (17) | 衛生管理の体制 | 5 | 1.5 | 7.5 |
| ６　建物設備・事業予定地 | (18) | 施設、事業所の設備構造 | 5 | 1.0 | 5.0 |
| (19) | 事業予定地等の選定方針※3 | 5 | 1.0 | 5.0 |
| ７　資金計画 | (20) | 事業を確実に遂行できる経営基盤が整っているか | 5 | 2.0 | 10.0 |
| 合計点 | 100 |  | 130 |

※１　全委員の評価点合計が、評価点満点の６割に満たない場合は選外とする。

※２　全委員が、それぞれの評価において、１点以下の項目を２つ以上とした場合は選外とする。

※３　なはMAP（旧那覇市防災マップ）で指定する土砂災害危険箇所等（土砂災害危険箇所・　土砂災害警戒区域・河川浸水想定区域・津波浸水地域）である場合は、評価点から減点（３点）する。

※４　本市が実施した介護サービス事業者の公募における選定後の取消又は辞退歴（過去３年以内）がある場合は、評価点から減点（５点）する。

※５　減点後の評価点の数値がマイナスとなる場合は、当該評価点は０点とする。